

島根県国民健康保険運営方針の概要について (令和3年3月中間見直し)

1. 運営方針の概要

(1) 根拠法

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2

(2) 背景及び趣旨

- ① 国民皆保険制度の最後の砦である国保を持続可能な制度として維持するため、国の財政支援の拡充と、平成30年度から県が国保の財政運営において中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされた。
- ② 県と市町村等が一体となって、事務の広域化や効率化、医療費適正化の取組を推進するため、「島根県国民健康保険運営方針」を策定（平成29年12月）。

(3) 対象期間等

平成30年度から令和5年度まで（6年間）、3年ごとに見直し

2. 主な記載項目

(1) 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

県の国保特会は収支均衡していることが重要。適度に黒字幅や繰越金を確保するとともに、各年で保険料水準が平準化するようバランスよくかつ安定的に財政運営を行う。

(2) 納付金及び標準的な保険料（税）率の算定方法

医療費水準・医療提供体制や保険料水準の市町村格差が大きいまま、直ちに保険料水準を統一することは困難。当面は各市町村の医療費水準を反映した保険料水準とし、将来的には統一した保険料水準を目指す。

(3) 保険料（税）の徴収の適切な実施

国保連を中心に実施している収納担当職員に対する研修会やアドバイザーの派遣事業を継続。

(4) 保険給付の適切な実施

県内各市町村で法令に基づく統一的なルールに従い確実に実施されるよう改めて徹底。

(5) 医療費の適正化の取組

保険料等の負担を抑えながら国保財政を安定的に運営して行くために、データヘルスに基づく保健事業の実施や重症化の予防などの医療費適正化の取組を推進。

(6) 事務の広域的及び効率的な運営の推進

統一できる事務等については可能な限り統一。

(7) 保健医療サービス等に関する施策との連携

県の各種計画との整合性を確保。

3. 推進体制

- ① 運営方針の見直しや市町村納付金の決定など、国保運営上の重要事項は「島根県国民健康保険運営協議会」で審議のうえ決定。
- ② 県、市町村、国民健康保険団体連合会で構成する「島根県市町村国保広域化等連携会議」を定期的に開催し、取り組みの評価や関係者間相互の連絡調整を図る。

4. 中間見直しスケジュール

- ・各市町村や、被保険者代表、公益代表等の意見を参考にして、見直し案を作成（10月）
- ・島根県市町村国保広域化等連携会議において見直し案提示、意見聴取（11月、12月、2月）
- ・市町村へ文書により意見照会（1月～2月）
- ・文教厚生委員会において中間見直し概要を報告（3月）
- ・島根県国民健康保険運営協議会において中間見直し案審議、決定（3月）